**「日中社会保障協定に関する説明会の開催」**

2019年6月24日

「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（略称：日中社会保障協定）は、本年9月1日に発効することとなりました。この協定の発効を控え、中国における日系企業関係者の皆様を対象に、厚生労働省及び日本年金機構の関係者が大連に来訪し、以下の日程で日中社会保障協定に関する説明会を開催しますので、ご案内をさせていただきます。希望者は以下の要領により申し込みをお願いします。

●日時　：　２０１９年７月１０日（水）

●主催　：　日本国在大連領事事務所、大連日本商工会

●時間　：　市内　　　　９：３０～

金普新区　１４：３０～

　※説明内容は各回同じ。説明会・質疑応答は１時間半から２時間程度の予定。

●会場　：　市内　　　森茂大厦１４階　Ａ会議室（定員１２０名）

（西崗区中山路１４７号）

金普新区　凱倫ホテル　２階「聚雅斋」（定員１３０名）

（金州区金馬路１８６号）

●募集対象：日系企業関係者、当地で就労する邦人

　　　　　※なお、本説明会の言語は日本語のみとなります。

　参加を希望される方は、以下の申込先にメールで７月３日までに送信ください。

●申し込み先：　大連領事事務所　大木領事

●メールアドレス：　[shinsuke.oki@mofa.go.jp](mailto:shinsuke.oki@mofa.go.jp)

●申し込みメール記載内容

　１．会社名

　２．役職、氏名（２名まで）

　３．希望する会場（「市内」または「金普新区」）

　４．メールアドレス

　５．電話番号

なお、定員に達し次第申し込みを締め切りますのでご了承ください。また、多くの方にご参加いただけるよう、１社当たり１～２名様までとさせていただきますので、ご了承下さい。

【参考】

　現在、日中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者（企業駐在員等）等には、日中両国で年金制度への加入が義務づけられているため、年金保険料の二重払いの問題が生じています。この協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。この協定が発効することにより、企業、駐在員等の負担が軽減され、日中両国の経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待されます。

（参考）詳しくは下記資料および説明を参考としてください。

同協定概要：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416329.pdf

同協定説明書：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416328.pdf

同協定条文（和文）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416325.pdf

　　　　　（中国語）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416327.pdf

　　　　　（英文）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416326.pdf